

第 9 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 6 年 4 月 1 6 日開会

令和 6 年 4 月 1 6 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年4月16日（火）午前9時30分 米沢市農業委員会第9回定例総会を米沢市役所201会議室に招集した。

出席委員（17名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
3 番 山王堂民榮 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
6 番 木村彰博 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
7 番 鈴木和義 委員	1 3 番 古畑功一 委員	

欠席通告委員（2名）

2 番 我彦正福 委員
1 4 番 佐藤利夫 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第9回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を10番 遠藤伊一委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。
(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。

昨日は30度というお天気で真夏日と、また今年も高温の障害が出てくる
のではと、心配をしておるところでございます。

12日に置農委の総会が中津川の白川荘であり、私と局長が出席しました。
中津川といえば、天童で研修があったときに事例発表がありまして、中津川
は耕地面積は200ヘクタール、半分の100ヘクタールで稲作をしていて、
残りは転作という状況の中で、まるごと中間管理機構ということで、集積協
力金や経営転換協力金をもらって全体の中で法人化をして、それから地域づ
くりをしていこうという事例発表があった場所です。実際、中津川というの
は、かなり前は人口も結構いたんですが、今は400人を切っているという
ことで、高齢化率も61%だという、大変若い人もいなくて本当に心配をし
ているということでもあります。そういう中で、非農家も交えて協議会をつく
って、法人化をして、何とか地域を守っていこうと取り組んでいるという事
例発表でありました。飯豊町の農業委員会の会長が中津川の出身の人であり
ますので、その話を聞いて、やはり山間地を抱えていて、荒廃地などについ
てはぜひそういうような取組をすると、お金もいっぱいもらえて、取り組ん
でみたらいいのではという話もしておりましたので、ぜひ米沢でも検討をし
ていてもいいんじゃないかなと思ったところでございます。

今日は遊休農地対策委員会もございますので、スムーズに議事進行できま
すようご協力いただきたいので、よろしくお願いします。

以上であります。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進
行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、2
番 我彦正福委員、14番 佐藤利夫委員の2名で、19名中17名の出席
であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第9回定例総会は成立を

いたしました。

今回の議事録署名委員には、18番 鈴木晃子委員、19番 桐澤林右衛門委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐
議 長
根津補佐

(挙手)

根津補佐。

議案の訂正をお願いいたします。

議案書5ページ、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、の受理番号3号について、4月15日付で取下げとなりましたので、削除してくださるようお願いいたします。

議 長

それでは、議事を進めます。

初めに、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号1号から15号の計15件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田35筆 73,395.00㎡、畑37筆 10,516.42㎡、合計72筆 83,911.42㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号から4号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田17筆 7, 349. 53 m²、畑15筆 2, 789. 00 m²、合計32筆 10, 138.

53㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による使用貸借です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

6 番

(木村彰博委員 挙手)

議 長

6番木村委員。

6 番

6番の木村です。受理番号1号について、調査結果を報告いたします。

農地を賃貸借する申請です。申請人等、必要事項につきましては議案書に記載のとおりでございます。場所につきましては、中田町にあります浄水場の西側になります。現在、借人の○○さんは約50アールほど田んぼを作っておりまして、お孫さんが米作りをしたいということで、今回の申請地を借りることになったそうです。農機具等も新しく買い換えたそうで、今後も田んぼを増やしながら畑で野菜栽培もしたいということでした。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長

続いて、2号。

4 番

(佐藤政和委員 挙手)

議 長

4番佐藤委員。

4 番

4番 佐藤です。受理番号2号の調査の結果を報告いたします。

記載の○○○○さんは当農業委員会の推進委員でございまして、借人の△△△△さんは息子でありまして、親子関係の使用貸借となっております。今年から△△△△さんは認定新規就農者となりまして、新たに営農を開始するということでございました。それで、集約的な農業をするということで、ここは○○○○委員の家のちょうど脇ということで、アスパラガスを栽培しながら将来の○○○○さんの後継ということで、営農を始めるということでした。特に問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

以上です。

議 長

受理番号3号。

3 番 (山王堂民栄委員 挙手)

議 長 山王堂委員。

3 番 3 番 山王堂です。議第 2 号、受理番号 3 号について調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は 3 月 25 日に申請人より行いました。申請地は、南原駐在所の 50 メートル西に位置します。今回売買しようとしている農地は、米沢牛という牧場で牧草を作付している農地で、このたびは渡人の要望による売買です。何ら問題ないと考え許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 次に、4 号。

1 2 番 (橋本政美委員 挙手)

議 長 橋本委員。

1 2 番 1 2 番 橋本です。受理番号 4 号について。

土地の賃貸借の申請です。調査は 3 月 29 日、双方の同意をもらい、受人は 3 月で仕事を辞めて 4 月より本格的に着手するとのことで、ソバの作付及び野菜の作付をするとのことです。周りも畑であり、何ら問題なく思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 1 号から 4 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 1 号から 4 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

3 番 (山王堂民栄委員 挙手)

議 長 山王堂委員。

3 番 私に関係する議案ですので、退席させていただきます。

(山王堂民栄委員 退室)

議 長 それでは、受理番号 1 号を上程いたします。

議案書の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。
 受理番号1号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田のみ2筆 269.99㎡です。
 受理番号1号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは鉄道駅からおおむね500メートル以内の2種農地です。
 以上、ご審議よろしくお願いします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。
 それでは、受理番号1号を上程いたします。

1 2 番 (橋本政美委員 挙手)
 議 長 橋本委員。
 1 2 番 12番 橋本です。
 農地転用の調査報告です。調査は4月2日に行いました。現地は、水産試験場の東側方向大体20メートルぐらいのところにあり、住宅が点在しています。給水は道路側より、排水は浄化槽を利用して側溝へ流すものとされており、事前着工もなく許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。
 全 委 員 なし。
 議 長 ないので、受理番号1号について、許可することに異議ありませんか。
 全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
 (山王堂民栄委員 入室)

議 長 次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)
 議 長 瀧口主査。
 瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

申請取下げのありました受理番号3号を除く受理番号1号から2号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ2筆 406.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は車庫の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号1号から2号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5番の宮崎です。受理番号1号に関しまして、調査結果を報告させていただきます。

渡人、受人とも記載のとおりでありまして、○○さんの土地を隣接する△△△さんが買い受けられまして車庫を建設されたいという内容となっております。4月2日、私、現地を調査してまいりまして、担当の行政書士○○○氏と電話にて確認を行いました。場所は、地図がございしますが、東大通3丁目の花沢運転代行社さんから万世町通りへ南へ入っていった住宅街の一面の土地となっております。現在、畑も休耕という状態ございまして、事前着工もなく、周辺農地への影響もないかと思われまして、許可相応かと思惟ました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、受理番号2号。

3 番 (山王堂民栄委員 挙手)

議 長 山王堂委員。

3 番 3番 山王堂です。議第4号、受理番号2号について調査結果を報告します。

申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。調査は4月6日に現地にて申請人で行いました。申請地は旧愛菜館の、今は南原そば部会事務所の前を西に入ったところに位置します。母親の土地を○○さんが転用して一般住宅の建設をする申請です。周りの農地への影響もなく事前着工もないので、何ら問題ないと考え許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号から2号について、意見並びに質問は

ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 1 号から 2 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第 5 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議します。

 受理番号 1 号から 15 号の計 15 件です。内訳は、売買による所有権移転が 1 件、新規の貸借権の設定が 11 件、貸借権の再設定が 3 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 73 筆 136, 665.25㎡、畑 3 筆 2, 806.00㎡、合計 76 筆 139, 471.25㎡です。

 受理番号 1 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

 受理番号 2 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

 受理番号 3 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

 受理番号 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

 受理番号 5 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

 受理番号 6 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

 受理番号 7 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

 受理番号 8 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

 受理番号 9 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

ては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から15号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

議案書の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号の計1件で、申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ3筆 9,457.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃貸借権設定

(通年)です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおりに承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおりに承認することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として議席番号順に2名の委員の方から発言をいただきたいと思います。今回は15番並びに16番のお二人となりますので、初めに、15番 長谷部吉雄委員からお願いします。

1 5 番

施策などはあまり分からないもので、近くの西江股というところで、米沢稔りの会という米作りを中心としたライスセンターがありまして、年も2つ上の親戚となります〇〇〇〇さんと話をする機会がありましたので、藉田米について話したいと思います。

元は塩井の△△△△さんが代表を行っていて、今は窪田の〇〇さんが代表を務めております稔りの会は、食べる人を思い“日本一おいしい米を特別栽培米で作ること”を目標とした米作りの研究会です。設立が1981年4月と、40年以上の活動になります。現在のメンバーは9名と事務員が1名です。稔りの会の田は現在30ヘクタールとなり、機械も田植機が3台、うち1台が紙のシートを貼って除草効果をする田植機です。コンバインも3台所有しているとのことでした。ライスセンターには50石の乾燥機が4台、低温貯蔵庫や色選などがあるそうです。主に売手は大手卸、個人販売がほとんどということで、フレコンの作業はしておらず、全て30キロの袋詰めということでした。

品種を聞いてみると、はやりどころは押さえていて、つや姫、コシヒカリは作っているということです。あと昔ながらの、そんなに昔でもないんですけども、ひとめぼれやミルキークイーン、あとはモチ米も作っています。近くからは雪若丸も栽培を始めるということでありました。

稔りの会ということなんですけれども、稔りの会のお米は上杉藉田米という名称で売られています。過去には天皇陛下が皇居で行う新嘗祭に献上されたこともあります。上杉藉田米の藉田とは、古来中国の周の時代の習わしで、

君主が率先して耕作したことから始まったものです。米沢の9代藩主である上杉鷹山公は、その古事に倣い、財政難の米沢を救うため藉田の礼という儀式を行い、自らくわを入れ農耕の大切さを藩民に伝えてきました。当時藉田の礼が行われた田では、現在でもその儀式が行われており、一つ一つ丁寧に手作業で植えていき、秋に収穫した米は上杉神社に奉納されます。稔りの会では、この田植の手伝いをしております。鷹山公の領民を思いやる気持ち、農村を尊ぶ心に倣い、米沢稔りの会ではお米に上杉藉田米と名づけ、商標登録をしています。

藉田米は無農薬の米も販売しており、作業しているのを見かけると、田の中に入り除草作業をしているのをよく見かけます。畦畔も除草剤を使わずに、モアや肩かけで草刈りをしています。肥料も化成肥料はほぼ使わず、有機肥料や微生物を使った肥料を使い、年に数回に分けて散布しています。

作業をする人は高齢化となり、稔りの会をどのようにして続けていこうかと、個人でも集団でも同じような問題が浮き彫りとなってきています。また、米の生産方法を覚えることは最も大切なことですが、販売もしていることや人を雇うこともあることなので、生産者であるとともに経営者として考えていかなければと話をしていました。

いろいろ問題もあるようですが、継続してこれからも頑張ってもらいたいものです。

以上です。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

続いて、16番 相田市三郎委員お願いします。

16番

16番 相田です。

農政振興や改善意見とは違う話になりますが、日頃考えていることを話してみたいと思います。

今の農業は、様々な課題や問題を抱えていますが、私は一番の問題は、10年後、20年後に農地を守って農業をしてくれる人が各地区に数名しかいないことだと考えております。今、少子化で1年間に300校の小中学校が廃校になっております。また、小中学校に登校していない子供は20人に1人で、全国で30万人います。その上、小中高生で1年間に500人以上、2年間で1,000人の子供たちが自ら命を絶っています。虐待や貧困で親と暮らせない1歳から18歳の子供が全国で4万5,000人以上います。8割が児童施設で、2割が里親と一緒に生活をしています。子供の9人に1人が貧困で、NPO法人の子ども食堂が全国で9,131か所あり、この米沢市にもあります。

市民の中で、個人で子供と親に無償で食事を提供している〇〇さんという

女の人があります。そういう人たちに何が大変ですかと聞いてみますと、なかなか食材の提供者がないということでした。私は、子供たちは宝物だと思っています。我々は農産物を作っていますので、少しでも支援をしていけば、これから農業をしてくれる子供たちが必ず出てくると信じています。

山形県の一部の市町村では、今年度からもう予算をつけて、来年度から廃校を利用して、こういった子供たちの小中一貫校の開校を目指して、普通の授業と違う内容で、子供たちに寄り添ったタブレットを利用した探究学習や、農家の協力を得て農作業などに取り組んで、体験学習などで将来自信を持って生きていけるよう取組を始めた市町村も既にあります。

米沢市の農業委員も推進委員も若い人が多くなりましたので、今後、若い人たちにはいろいろな方面から農業問題を考えていただければと思い、この話をさせていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの発言に対して、皆様から意見並びに質問はありませんか。

稔りの会ということで、上杉藉田米というのは田植の時期と稲刈りの時期と新嘗祭、上杉鷹山公から始まったということでもありますので、松岬神社で五穀豊穰を祈念するということで、そこへ農業委員会の会長も来てくれということで出席をしています。新嘗祭や神社への奉納については、市長や議長が出席して玉串を奉納します。藉田米は天皇陛下に献上したということで、一生懸命そういう伝統を守りながら、有機米に取り組んでいるということでございます。

神社では、明治神宮もだけれども、献納というのは昔から五穀豊穰を祈願するという、そういう役目を担っていたようで、だからどの神社でも新嘗祭はやっているわけです。特に明治神宮については、農林水産大臣賞などをもたらした人たちが、11月23日に明治神宮の新嘗祭に出席をするということを毎年やっているようで、関東では、野菜なんかで宝船を作ったとかいろんなことをして奉納をするような会が各県に幾つかあって、明治神宮に行くといろんな野菜から米から、ドリームファクトリーも大豆やソバをかなり新嘗祭に献上した。ドリームファクトリーが大豆部門で農林水産大臣賞をもたらしたのだから、それから毎年そういう案内が来るということでございます。

あともう一つ、やはり相田委員がおっしゃったように、将来、10年後を見れば、本当に地区に3人とかしかないような危機感を持っておられる。その中で、子供たちへ今から食料を支援することによって、そこから農業をしたいという人も出てくるんじゃないかと。農業委員会としても、年1回でしたか、去年もやりましたけれども、収穫が終わった家の皆さんから米など

をご寄附いただいて社会福祉協議会に贈呈をするということを、相田委員、樋渡委員、鈴木晃子委員が中心になって取り組んでいただいています。農業委員会でも協力をさせてもらっているということでもあります。

皆さんから何かほかにご意見はありませんか。宮崎委員、何か。

5 番

5 番 宮崎です。指名をいただきましたので、意見を発表させていただきます。

稔りの会というのは聞いたことがありまして、すばらしい取組だなと、今内容を聞いて思いました。相田委員も後継者不足ということで、いずれもやはり後継者不足というのが問題になってきているのかなと思います。前回、置賜の研修会で憲和議員がおっしゃっていたように、将来はどうなるか分からないですが、後継者不足というのは農業に限ったことではないと思います。全ての産業において、結局国民の絶対数が減っているわけですから、どこの会社でも人手不足というのは起きると言っていて、これは農業だけに限った問題ではなくなっていると思います。

ただ、その中で、先日新聞で見たんですが、外国人の移住者が増えているそうなんです。なので、これからは多様性社会といいますか、米沢も恐らく農業の世界でも外国人の参入というのがこれから出てくるのかなと私は考えております。その中で、外国人だからとか、よそ者だからとか言っていられない問題になってくると思いますので、そういう部分で、これは農業に限ったことではないんですが、全てのお店とかに行っても、こういう役所とかに行っても、外国人の移住者の方がいるというのが10年後、20年後の日本では当たり前になってくるんじゃないかなと感じております。

というのも、私が先日JAの青年の主張でも発表したとおり、オーストラリアに私は少しの間住んでいたんですが、オーストラリアというのはもともとイギリスの植民地であり、アボリジニという先住民がいたんですが、人口から見ると僅かで、ほとんどが移民なんですね。移民の国ということで、私が働いたお店は日本人は3人で、あとはインドネシア人、タイ人などアジア系の人が多く、みんな特に何人だからとか何も関係なくお店で仕事をしていました。なので、そういう未来が日本でも待ち受けているんじゃないかなと、勝手に私は思っています。

急にはそうはならないと思うんですが、例えば米沢の人だからとか、そういうのは言っていられない時代になってくるのかなということで、そういったことを農業者もこれから受け入れる現実というのが待っているのかなと考えております。

以上になります。

議長

宮崎委員はオーストラリアに住んだ経験があるということです。

今、食糧法の審議が国会で始まっていますが、食糧法というのは、どうも食料安全保障というのを前面に出してきて、それが中心になってつくられており、例えば後継者不足、それを解消するにはどうするかというと、IT技術を利用しようと。IT技術ということは、無人機やドローンを使ってやればそれで解消できるのかと。将来、人ではなくて、誰もいないような農場がポツンと残って、それで地域がいろんなものを守っていけるのかということを行っている人もいます。

あともう一つは、食料の自給率を上げようと言いながら、輸入はどんどんしていると。後継者を、多様な担い手を育てると言いながら、実際の政策としては大規模化するような人、法人化するようなところにしか補助金を出さないと、ほかの兼業でやっている人や小規模農家には出さないという政策をしながら担い手を育てようとしている。だから、言っていることと政策が一致しないようなことをやっているわけです。

米を輸出すると副大臣も言っていて、農水省では米粉を使うというプロジェクトチームをつくったということですが、何で後継者がいなくなったのか、何で一気に下がってきたのかということを経済の食糧法を全然検証していない。多分、後継者がいなくなってきたということは、大規模・広域的なことを追求していった政策があって、どんどんと辞めていく人が増えてきた。そして限界集落が発生してしまって、地域のいろんなものが守られなくなってきたと。耕作放棄地も増えてくる。あるいは文化的なものも、綱木あたりは年に1回、踊りや念仏をする獅子踊でしたか、やっていますが、ああいう文化的なものもどんどんなくなってきた、しまいには食料を生産する人もだんだんいなくなってくる。しかし、それが都会に住んでいる人の飢餓というか、自分たちが食料不足になるということを、都会に住んでいる人自体に危機感がない。金を出せばいつでも買える、輸入すればいいと思っているから危機感がないとも言われていて、やはりどこかでそういうことを、いろんな情報を発信するというか、そういう消費者に対する情報を提供していくことが必要ではないかと思ったところです。

今皆さんから意見がいろいろ出たものについては、古山議員が米沢市農林業振興議員連盟の会長をしていて、また皆さんと意見交換しようという話をしているので、意見をまとめて、議会ともそういう意見交換の中で情報の共有を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

これに関してだけでなく、皆さんから何か別に意見はありませんか。

では、ないということですので、2のその他を終了して、以上で本日の第9回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時22分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年4月16日（火）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

鈴木 晃子

議事録署名委員

桐澤 林右衛門